函南町立東中学校 校長 樋口 正則

インフルエンザによる出席停止の様式変更について

令和元年11月より、インフルエンザの証明書取得に伴う児童生徒及び保護者の負担軽減のため、**田方地区の小中学校では「出席停止の様式」が変更されました。インフルエンザに罹患した場合は**、「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」(右面参照)により登校再開の判断を行うこととなっています。今年度の方法も下記のとおりですので今一度ご確認ください。

なお、その他の感染症の出席停止は従来の形式で対応となります。保護者のみなさまにはご迷惑をおかけいたしますが、出席停止の様式の変更についてご確認の上、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

では、
「インフルエンザ福息証明書及びインフルエンザ経過報告書」(以下証明書) 右面を持参し
医療機関を受診

「インフルエンザの診断
医療機関で証明書を記入してもらう
学校へ電話連絡

発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで自宅安静

発症日から午前、午後の体温を証明書にある「インフルエンザ経過報告書」へ保護者が記録する
(別紙の記入例を参考にしてください。)

「四曜書(経過報告書に保護者の書名)を持って登校
*体調回復後、再度医師の診察は不要です。
*学校から「出席停止通知書」が渡されます。

- ★「インフルエンザ罹患証明書及びインフルエンザ経過報告書」(以下証明書)は、今回配布したものを使用していただくか、各校の HP からダウンロードして使用してください。医療機関にも証明書を用意してくださっているところもありますが全てではありません。ご家庭で印刷できない場合は学校にご連絡ください。
- *幼稚園・保育園・こども園については、各園の手続きに従ってください。

様式2

医師 様

お手数をおかけいたしますが、下記に御記入いただき、児童生徒の保護者へお渡しください。

インフルエンザ罹患証明書

氏 名 生年月日 平成 年 月 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

症状出現日:令和 年 月 日(発症0日)

診 断 日:令和 年 月 日

医療機関名:

医師氏名又は代表者氏名:

学校保健法安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ(新型インフルエンザ・ 鳥インフルエンザ等を除く。)の出席停止期間『<u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後</u> 2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医へ受診してください。

医師からの注意事項

インフルエンザ経過報告書(保護者記入)

発症日	日時		午前測定時刻:体温				午後測定時刻:体温			
0 日目	月	田	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
1日目	月	田	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
2 日目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
3 日目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
4日目	月	田	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
5日目	月	田	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
6 日目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
7日目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
8日目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度

発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間(幼児にあったは3日間)経過するまでとされています。

(EJJ)

保護者署名